## 【重要】JASSO 奨学金継続手続き

日本学生支援機構奨学金(貸与・給付)

# 「奨学金継続願」の提出について

日本学生支援機構奨学金の貸与・給付を受けている学生が翌年度も継続して貸与を 受けるためには、年に一度「奨学金継続願」の提出が必要です。

対象者は、配付期間内に必ず法学部学事担当窓口で学生証を提示して必要書類を受 <u>け取り</u>,提出(入力)期限までに,手続きをしてください。実家に帰省している等の理 由で窓口に来られない学生は、学事担当 (gaku ji@jur is. hokuda i. ac. jp) まで、①学 生番号・氏名 ②来られない理由 を記載の上、メールしてください。

記

#### 【対象者】

法学部2~3年生/大学院法学研究科・公共政策教育部所属の 日本学生支援機構奨学生(最終年次を除く)

- ※奨学金が休止中・貸与奨学金が停止中の方は、別途連絡します。
  - (給付奨学金が停止中の方は、提出が必要です)
- ※「緊急特別無利子貸与型奨学金」採用者は、継続願による継続はできません。
- ※2023年3月満期者、11月以降に奨学生として採用された(初回振込が11月以降である)方 は対象外です。

#### 【書類配付期間】

令和5年1月4日(水)~令和5年1月27日(金)

※土・日・祝は配付できません。

【「奨学金継続願」の提出(入力)期限】

令和5年2月10日(金)【厳守】

### 【注意事項】

①期限までに「奨学金継続願」を提出(入力)しない場合、いかなる理由があって も【貸与奨学金は「廃止」】【給付奨学金は「停止」】となりますので、ご注意 ください。

> 令和5年1月4日 法学研究科・法学部 学事担当